

第4章 無電柱化推進計画の期間と目標

1. 計画期間

本計画の対象期間は、2020年度を初年度とし、2029年度までの10年間とします。

2. 無電柱化推進路線

無電柱化の推進に関する基本的な方針のうち、無電柱化の3つの目的を達成するために整備効果の高い道路、効率的に整備できる道路、財源を確保できる道路を無電柱化推進路線とします。

3. 優先整備路線

(1) 優先整備路線の選定

無電柱化推進路線のうち、本計画期間内に無電柱化の着手を目指す路線を優先整備路線と位置付けます。

優先整備路線については、次頁のフローで選定しています。

優先整備路線の選定フロー

無電柱化の推進に関する基本的な方針

- (1) 3つの目的を達成するために整備効果の高い道路の無電柱化
- (2) 主要幹線道路の整備にあわせた無電柱化
- (3) まちづくり事業にあわせた無電柱化



優先的に無電柱化を進める視点

整備効果

無電柱化の3つの目的を達成するために整備効果の高い道路

- ・都市防災機能の強化
- ・安全で快適な歩行空間の確保
- ・良好な都市景観の創出

効率性

道路の改良や土地区画整理事業・市街地再開発事業等を行う道路

財源の確保

国や東京都の補助金等を活用する道路

【国】

- ・社会資本整備総合交付金

【東京都】

- ・区市町村無電柱化事業に対する都費補助
- ・無電柱化チャレンジ支援事業



無電柱化推進路線

本計画期間内に無電柱化の着手を目指す路線



優先整備路線

今後、無電柱化整備の検討が必要な路線



無電柱化検討路線

(2) 優先整備路線の一覧

優先整備路線の一覧は下表のとおりであり、路線の場所は、次頁の「優先整備路線図」のとおりです。

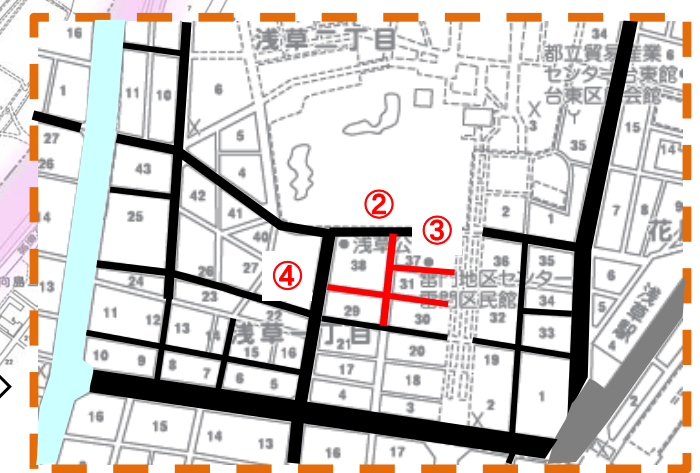
優先整備路線

NO.	路線名	延長
①	特別区道下第469号線 (六阿弥陀通り)	160m
②	特別区道浅第315号線	94m
③	特別区道浅第308号線	61m
④	特別区道浅第309号線	117m

優先整備路線図



浅草地域拡大図



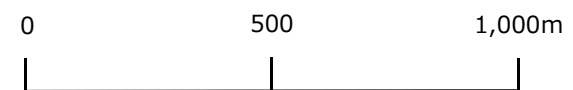
優先整備路線

NO.	路線名	延長
①	特別区道下第469号線 (六阿弥陀通り)	160m
②	特別区道浅第315号線	94m
③	特別区道浅第308号線	61m
④	特別区道浅第309号線	117m

凡例

- 優先整備路線
- 無電柱化済み路線
- 区道
- 国道
- 都道
- 無電柱化計画路線
- 国道
- 都道
- 行政界

令和元年10月末現在



4. 無電柱化の推進に関する目標

本計画期間における無電柱化の推進に関する目標は以下のとおりとします。

無電柱化の推進に関する目標

NO.	路線名	延長	目標
①	特別区道下第469号線 (六阿弥陀通り)	160m	計画期間内に無電柱化に着手する。
②	特別区道浅第315号線	94m	計画期間内に無電柱化に着手する。
③	特別区道浅第308号線	61m	計画期間内に無電柱化に着手する。
④	特別区道浅第309号線	117m	計画期間内に無電柱化に着手する。

着手の定義は、「電線共同溝の路線指定」とします。電線共同溝の路線指定とは、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として指定し、電柱・電線の設置を制限することです。

優先整備路線（浅草一丁目）



5. 無電柱化検討路線

無電柱化推進路線のうち優先整備路線以外の路線は、「今後、無電柱化整備の検討が必要な路線」と位置付け、無電柱化検討路線とします。

当該路線については、本計画の改定時期にあわせて、優先整備路線への移行を検討します。

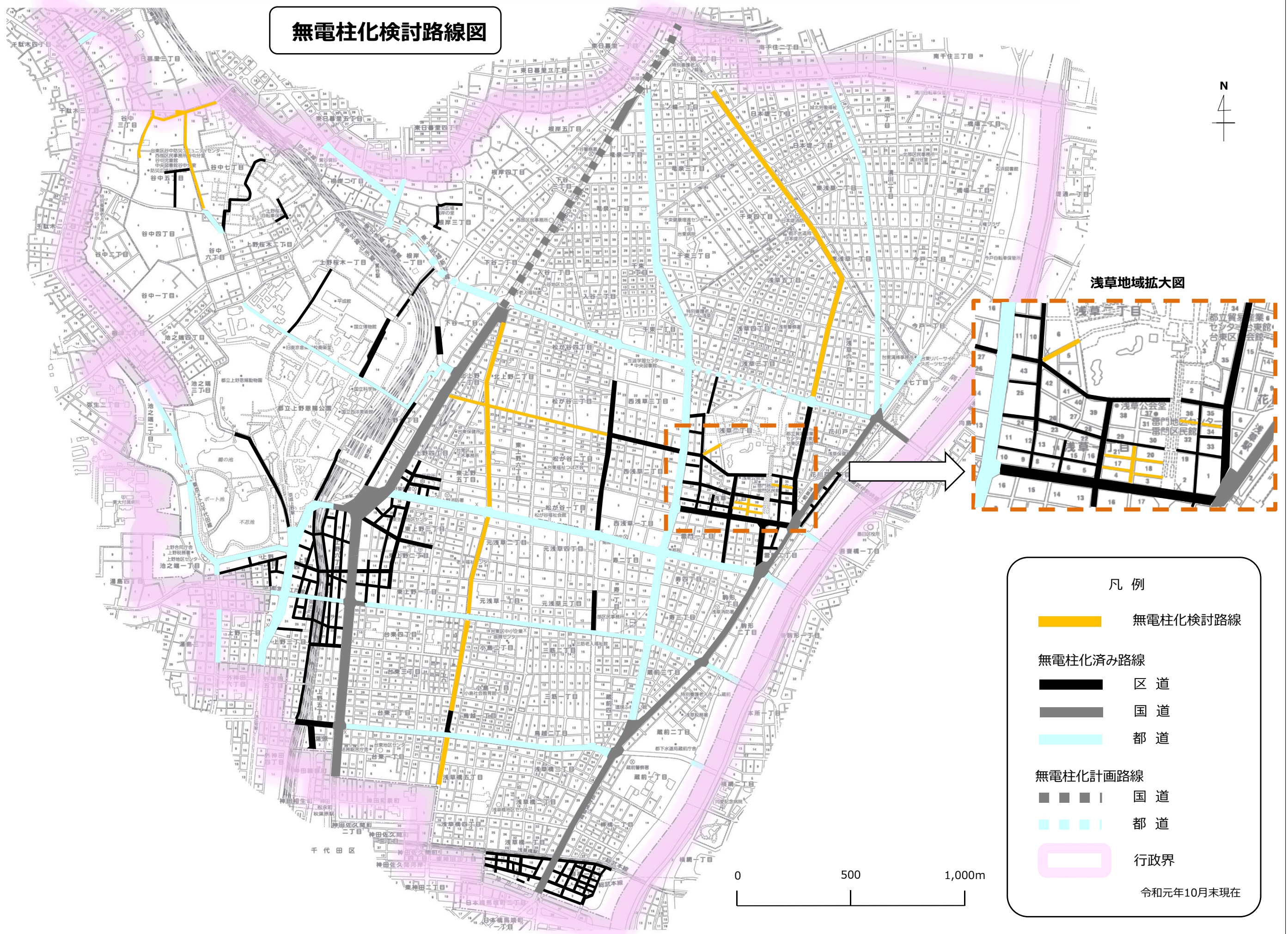
(1) 無電柱化検討路線

「今後、無電柱化整備の検討が必要な路線」は、次頁の「無電柱化検討路線図」のとおりです。

(2) まちづくり事業に伴う無電柱化

第3章の「1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針」のとおり、区のまちづくり事業や土地区画整理事業、市街地再開発事業等において無電柱化の検討が必要となった場合には、別途検討します。

無電柱化検討路線図



浅草地域拡大図

凡例

- 無電柱化検討路線
- 無電柱化済み路線
- 区道
- 国道
- 都道
- 無電柱化計画路線
- 国道
- 都道
- 行政界

令和元年10月末現在

